

○宇城市立体育館条例〔文化スポーツ課〕

平成18年3月28日

条例第16号

宇城市立体育館条例（平成17年宇城市条例第88号）の全部を改正する。

（設置）

第1条 市民の健康増進とスポーツ活動の推進に資するため、宇城市立体育館（以下「体育館」という。）を設置する。

（名称及び位置）

第2条 体育館の名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
宇城市立不知火体育館	宇城市不知火町高良2273番地1
宇城市立松合体育館	宇城市不知火町松合168番地1
宇城市立旧松合小学校体育館	宇城市不知火町松合1578番地
宇城市立松橋総合体育館	宇城市松橋町大野85番地
宇城市立旧豊野小学校体育館	宇城市豊野町糸石2998番地

（管理等）

第3条 宇城市教育委員会（以下「教育委員会」という。）は、体育館を管理し、体育館に必要な職員を置くことができる。

（休館日等）

第4条 体育館の休館日及び開館時間は、次の表のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要があると認めるときは、休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。

名称	休館日	開館時間
宇城市立不知火体育館	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
宇城市立松合体育館	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
宇城市立旧松合小学校体育館	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで
宇城市立松橋総合体育館	月曜日（ただし、その日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日のときは、その翌日）及び12月28日から翌年1月4日まで	午前9時から午後10時まで
宇城市立旧豊野小学校体育館	12月29日から翌年1月3日まで	午前8時30分から午後10時まで

館		
---	--	--

(利用の許可)

第5条 体育館の施設及び附属施設（以下「施設等」という。）を利用しようとする者は、あらかじめ教育委員会の許可を受けなければならない。許可に係る事項を変更しようとするときも、同様とする。

- 2 教育委員会は、前項の許可をする場合において、体育館の管理上必要な条件を付することができる。
- 3 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、体育館の利用を許可しない。
 - (1) その利用が体育館の設置の目的に反するとき。
 - (2) その利用が公の秩序又は善良な風俗を乱すおそれがあるとき。
 - (3) その利用が集団的に又は常習的に暴力的不法行為を行うおそれがある組織の利益となるとき。
 - (4) その利用が施設等を損傷し、又は滅失するおそれがあるとき。
 - (5) その他使用させることが体育館の管理上支障があるとき。

(許可の取消等)

第6条 教育委員会は、前条第1項の許可を受けた者（以下「利用者」という。）が次の各号のいずれかに該当するとき又は管理上支障があると認めるときは、利用の許可を取り消し、若しくは変更し、又は使用を停止させることができる。

- (1) この条例又はこの条例に基づく規則の規定に違反したとき。
 - (2) 虚偽その他不正の行為により利用の許可を受けたとき。
 - (3) 使用料を納期限までに納付しないとき。
 - (4) 利用の許可の条件又は関係職員の指示に従わないとき。
 - (5) 公共の福祉のため、やむを得ない理由があるとき。
- 2 前項の規定による措置によって利用者に損害が生じることがあっても、市は、その責めを負わない。

(入館の制限)

第7条 教育委員会は、次の各号のいずれかに該当する者に対して、体育館への入館を拒否し、又は体育館からの退館を命ずることができる。

- (1) 他人に危害を及ぼし、又は他人の迷惑となるおそれがある者及びこれらのおそれがある物品又は動物を携帯する者
- (2) 感染症の疾患を有する者
- (3) 泥酔している者
- (4) その他教育委員会が管理上支障があると認める者

(使用料)

第8条 利用者は、別表に定める額を使用料として納めなければならない。この場合において、当該使用料の額に10円未満の端数が生じたときは、これを四捨五入するものとする。

- 2 前項の使用料は、前納とする。ただし、市長が特別の事情があると認めるときはこの限りではない。
- 3 松橋総合体育館の附属設備使用料は、規則で定める。
- 4 既納の使用料は、還付しない。ただし、市長は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。
 - (1) 体育館の管理上特に必要があるため、教育委員会が利用の許可を取り消したとき。
 - (2) 利用者の責めに帰することができない理由により、体育館の施設等を利用することができないとき。
 - (3) 規則で定める期日までに利用許可の取消しを申し出て、相当の理由があると認められるとき。(使用料の減免)

第8条の2 市長は、規則で定める特別の理由があるときは、前条の使用料を減額し、又は免除することができる。
(権利の譲渡等の禁止)

第9条 利用者は、許可を受けた目的以外に体育館を利用し、又は利用の権利を他に譲渡し、若しくは転貸してはならない。
(特別の設備等)

第10条 利用者は、既存の施設を変更し、又は特別の設備をしようとするときは、あらかじめ教育委員会の承認を受けなければならない。
(指定管理者による管理)

第11条 体育館の管理は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項の規定により法人その他の団体であつて教育委員会が指定するもの（以下「指定管理者」という。）に行わせることができる。

- 2 前項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第4条の規定にかかわらず、当該指定管理者は、必要があると認めるときは、あらかじめ教育委員会の承認を得て、体育館の休館日を変更し、若しくは別に定め、又は開館時間を変更することができる。
- 3 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は、第5条から第8条まで及び第14条第2項の規定中「教育委員会」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする。
- 4 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可の申請は、当該指定管理者にされた許可の申請とみなす。
- 5 第1項の規定により体育館の管理を指定管理者に行わせる場合において、当該指定管理者が体育館の管理を行うこととされた期間前にされた第5条第1項（前項の規定により読み替えて適用される場合を含む。）の規定による許可を受けている者

は、当該指定管理者の使用の許可を受けた者とみなす。

(指定管理者の業務)

第12条 指定管理者は、次に掲げる業務を行うものとする。

- (1) 体育館の利用の許可に関する業務
- (2) 体育館の施設等の維持及び修繕に関する業務
- (3) 前2号に掲げるもののほか、指定管理者が体育館の管理上必要と認める業務
(利用料金)

第13条 第8条第1項の規定にかかわらず、体育館の管理を指定管理者に行わせる場合は前条各号に掲げる業務のほか、当該指定管理者に体育館の施設等の利用に係る料金（以下「利用料金」という。）を収受させることができる。

2 利用料金の額は、別表に定める額に1.3を乗じて得た額を上限として、指定管理者が市長の承認を得て定める額とする。

3 指定管理者は、あらかじめ市長の承認を得て定めた基準により、利用料金の還付をすることができる。

(原状回復の義務)

第14条 利用者は、その利用を終了したとき、又は第6条の規定により利用を停止され、若しくは利用許可を取り消されたときは、直ちに原状に回復しなければならない。

2 利用者が、前項に規定する義務を履行しないときは、教育委員会においてこれを執行し、利用者からその費用を徴収する。

(損害賠償の義務)

第15条 利用者は、利用者又は入場者が故意又は過失により施設等を損傷し、又は滅失したときは、それによって生じた損害を賠償しなければならない。ただし、教育委員会が特別の事情があると認めるときは、損害賠償の全部又は一部を免除することができる。

(委任)

第16条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

(過料)

第17条 詐欺その他不正の行為により第8条第1項の使用料の徴収を免れた者に対し、その徴収を免れた金額の5倍に相当する金額（当該5倍に相当する金額が5万円を超えないときは、5万円とする。）以下の過料に処することができる。

2 前項に定めるものを除くほか、使用料に関する手続に違反した者は、5万円以下の過料に処することができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成18年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、宇城市松橋総合体育文化センター条例（平成

17年宇城市条例第100号)の規定に基づきなされた処分、手続きその他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則 (平成19年3月5日条例第17号)

この条例は、平成19年4月1日から施行する。

附 則 (平成19年6月28日条例第31号)

この条例は、公布の日から施行する。

附 則 (平成20年12月17日条例第47号)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例による改正後の宇城市生涯学習施設条例別表第2、宇城市武道館条例別表、宇城市立グラウンド条例別表、宇城市立学校体育施設の使用に関する条例別表、宇城市三角B&G海洋センター条例別表、宇城市民プール条例別表、宇城市グラウンドゴルフ場条例別表、宇城市松橋勤労身体障害者教養文化体育施設条例別表、宇城市農業者トレーニングセンター条例別表及び宇城市立体育館条例別表の規定は、この条例の施行の日以後の使用に係る使用料から適用し、同日前の使用に係る使用料については、なお従前の例による。

附 則 (平成27年12月22日条例第37号)

この条例は、平成28年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月14日条例第16号)

この条例は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和3年6月22日条例第18号)

この条例は、令和3年7月1日から施行する。

附 則 (令和4年2月25日条例第20号)

この条例は、公布の日から起算して6月を超えない範囲において教育委員会規則で定める日から施行する。

(令和4年教委規則第15号で令和4年7月15日から施行)

別表 (第8条関係)

宇城市立不知火体育館

施設名	単位	使用料 (1時間当たり)		照明使用 (1時間当たり)	
		市内	市外	市内	市外
体育館	全面	200円	400円	200円	400円
	片面	100円	200円	100円	200円

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合

- イ 利用者の過半数が市外居住の場合
- 3 使用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の金額の10割増しとする（ただし、当該行為を行う日のみを対象とする。）

宇城市立松合体育館

施設名	単位	使用料（1時間当たり）		照明使用（1時間当たり）	
		市内	市外	市内	市外
体育館	全館	100円	200円	200円	400円

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合
 - イ 利用者の過半数が市外居住の場合
- 3 使用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の金額の10割増しとする（ただし、当該行為を行う日のみを対象とする。）

宇城市立旧松合小学校体育館

施設名	単位	使用料（1時間当たり）		照明使用（1時間当たり）	
		市内	市外	市内	市外
体育館	全館	200円	400円	100円	200円
ミーティング室	1室	100円	200円		

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 2 空調設備を利用する場合は、1時間当たり100円を加算する。
- 3 1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 4 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合
 - イ 利用者の過半数が市外居住の場合
- 5 使用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の金額の10割増しとする（ただし、当該行為を行う日のみを対象とする。）。

宇城市立松橋総合体育館

利用区分		単位	金額	冷暖房費
メインアリーナ	体育活動	全館1時間につき	1,500円	冷房1時間につき3,000円
	体育活動以外	全館1時間につき	3,500円	

			円	暖房1時間につき2,500円
	ハンドボールコート	1面1時間につき	1,500円	
	バスケットボールコート	1面1時間につき	750円	
	テニスコート	1面1時間につき	750円	
	バレーボールコート	1面1時間につき	500円	
	ミニバレーコート	1面1時間につき	200円	
	バドミントンコート	1面1時間につき	200円	
	卓球	1台1時間につき	200円	
コミュニティーアリーナ	体育活動	全館1時間につき	500円	冷房1時間につき2,000円
	体育活動以外（座席不使用時）	全館1時間につき	1,000円	
	体育活動以外（座席使用时）	全館1時間につき	2,000円	暖房1時間につき1,500円
	バレーボールコート	1面1時間につき	500円	
	ミニバレーコート	1面1時間につき	200円	
	バドミントンコート	1面1時間につき	200円	
	卓球	1台1時間につき	200円	
トレーニング室(高校生以上)	個人使用券	1人2時間につき	200円	
	回数券	11枚つづり1冊につき	2,000円	
	3箇月登録券	発行日から3箇月有効	5,000円	
	6箇月登録券	発行日から6箇月有効	9,000円	
	年間登録券	発行日から1年間有効	17,000円	
ジョギングコース（他の有料施設と併用して利用する場合を除く）	1人2時間につき	50円		
附属設備	規則で定める額			

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 2 高校生がトレーニング室を利用する場合は、定める額の2分の1の額とする。
- 3 利用時間は、搬入、準備、後片付け、搬出に要する時間を含むものとする。
- 4 利用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合、又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の金額の10割増しとする（ただし、当該行為を行う日のみを対象とする。）。

- 5 大会等で、更衣室、トレーニング室、ジョギングコースを、専有して利用する場合の使用料は、1日単位とし、利用日の前月の1日当たりのトレーニング室平均利用者数に200円を乗じた額とする。
- 6 大会等で、ジョギングコースのみを専有して利用する場合の使用料は、1日単位とし、利用日の前月の1日当たりのトレーニング室平均利用者数の2分の1に50円を乗じた額とする。
- 7 メインアリーナ、コミュニティーアリーナの全館利用については、午前8時から午前9時までを利用許可時間とし、使用料は各利用区分の1時間当たりの金額とする。

宇城市立旧豊野小学校体育館

施設名	単位	使用料（1時間当たり）		照明使用（1時間当たり）	
		市内	市外	市内	市外
体育館	全面	200円	400円	200円	400円
	半面	100円	200円	100円	200円
ミーティング室	1室	100円	200円		

備考

- 1 使用時間1時間未満の端数は、1時間とみなす。
- 2 市外とは、次のいずれかに該当する場合をいう。
 - ア 主催者又は利用責任者が市外居住の場合
 - イ 利用者の過半数が市外居住の場合
- 3 使用者が営利若しくは宣伝等の目的をもって使用する場合又は入場料その他これに類する料金を徴収する場合の使用料は、この表の金額の10割増しとする。ただし、当該行為を行う日のみを対象とする。